［３～５　略］
６　その他
［削る］
⑴　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。
⑵　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。
［削る］

［削る］

［削る］

九　混信防止機能（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
６　その他
⑴　本試験項目は、４⑴又は⑵のいずれか一方のみを行う。
⑵　5.2GHz帯高出力データ通信システムにあっては、陸上移動局のみ試験を行う。
十　送信バースト長（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
［削る］

十一　送信電力制御機能（ＴＰＣ）（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
６　その他
送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は、試験機器の送信電力制御機能の具備を工事設計書で確認すること。

［３～５　同左］
６　その他
⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。
⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。
⑶　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。
⑷　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。
⑸　⑷において、測定する副次発射のバースト時間率㊟を副次発射周波数ごとに求めた場合は、２⑶において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。
注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期
⑹　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されないときは、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や切替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は、この限りでない。
九　混信防止機能（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
本試験項目は、４⑴又は⑵のいずれか一方のみを行う。

十　送信バースト長（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
⑴　送信バースト時間の測定値が設備規則に規定する許容値に対し十分余裕があるときは、サブキャリアを確認できる範囲で分解能帯域幅を１MHz程度まで狭くして測定することができる。
⑵　４⑴において、分解能帯域幅を10MHz以上に設定できない場合は、広帯域検波器の出力をオシロスコープ等で測定する。
⑶　２において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を10MHz以上にして測定することができる。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。
十一　送信電力制御機能（ＴＰＣ）（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
⑴　送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は、試験機器の送信電力制御機能の具備を工事設計書で確認すること。
⑵　送信波のスペクトル分布が均一でない場合は、スペクトル分析器の掃引周波数帯幅を占有周波数帯幅の許容値以上として送信出力低減の確認をする。
⑶　２において、ＦＦＴ方式を用いるスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。